

第9回 熊本市教育行政審議会 次第

令和6年(2024年)11月11日(月) 9時00分～12時00分

熊本市教育センター4階 大研修室

1 開 会

2 協 議

最終答申に向けての意見交換について

3 諸 連 絡

4 閉 会

第9回 熊本市教育行政審議会 座席表

日時:令和6年(2024年)11月11日(月)9:00~

場所:熊本市教育センター 4階 大研修室

熊本大学教育学部長
大学院教育学研究科長
藤田 豊 委員

会 長

日本大学文理学部教授
未富 芳 委員

熊本学園大学社会福祉学部教授
子ども家庭福祉学科長
出川 聖尚子 委員

弁護士
村田 晃一 委員

医療法人横田会向陽台病院院長
比江島 誠人 委員

熊本市教育委員
村田 槇 委員

熊本市立楠中学校長
平生 典子 委員

公募委員
森 博子 委員

東北大学大学院教育学研究科教授
青木 栄一 委員

日本体育大学大学院体育科学研究科教授
南部 さおり 委員

名古屋市教育長
坪田 知広 委員

リ・スタートくまもと代表
富永 智子 委員

教育ジャーナリスト
星槎大学客員教授
中西 茂 委員

保護者
西村 則子 委員

熊本市立託麻南小学校長
白石 和弘 委員

公募委員
上田 心結 委員

報道関係者（報道カメラエリア）・傍聴席

(事務局)

熊本市教育行政審議会

	区分	氏名	所属団体・役職等
1	学識経験者	藤田 豊	熊本大学教育学部長・大学院教育学研究科長
2	学識経験者	青木 栄一	東北大学大学院教育学研究科教授
3	学識経験者	末富 芳	日本大学文理学部教授
4	学識経験者	南部 さおり	日本体育大学大学院体育科学研究科教授
5	学識経験者	出川 聖尚子	熊本学園大学社会福祉学部教授・子ども家庭福祉学科長
6	地方教育行政関係者	坪田 知広	名古屋市教育長
7	法曹関係者	村田 晃一	弁護士
8	医療福祉関係者	富永 智子	リ・スタートくまもと代表
9	医療福祉関係者	比江島 誠人	医療法人横田会向陽台病院院長
10	報道関係者	中西 茂	教育ジャーナリスト・星槎大学客員教授
11	地方教育行政関係者 保護者代表	村田 槇	熊本市教育委員
12	保護者代表	西村 則子	保護者
13	教職員	平生 典子	熊本市立楠中学校長
14	教職員	白石 和弘	熊本市立託麻南小学校長
15	公募委員	森 博子	公募委員
16	公募委員	上田 心結	公募委員

熊本市の教育行政の在り方について

中間答申

令和6年（2024年）3月29日

熊本市教育行政審議会

1.	はじめに.....	1
2.	理念と検討項目.....	2
3.	対応方針項目.....	2
4.	対応方針.....	3
(1)	教育委員会における体制整備.....	3
(ア)	体制の整備について.....	3
①	教育委員会内の相談窓口の一元化.....	3
②	児童生徒の権利を守るための体制整備.....	3
③	音声記録等による客観性の担保.....	4
④	これまでの対応事案から得られた教訓を生かした対応.....	4
⑤	問題を起こした教職員の担任変更等の基準.....	4
⑥	教育委員会の情報公開.....	5
⑦	当事者への情報開示.....	5
(イ)	専門家の配置について.....	6
①	スクールカウンセラー（ＳＣ）、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）の配置増・ 処遇改善と支援体制の充実.....	6
②	スクールロイヤー（ＳＬ）の配置.....	6
(ウ)	教職員等研修の充実について.....	7
①	学校管理職の危機管理対応力強化.....	7
②	教職員が自らの問題行動に向き合える研修.....	7
③	保護者が課題に対応する知識・スキルを学び、情報を共有する体制の整備.....	7
(2)	学校における体制整備.....	8
①	複数教職員による指導・支援体制及び児童生徒が相談しやすい校内相談チーム ..	8
②	児童生徒の権利を守るためのルールの共有.....	8

③	いじめ等重大事案における第三者による客観的調査と調査内容の再発防止への活用	9
④	迅速な初期対応体制	9
⑤	効果的な人権教育研修の実施	10
⑥	不適切指導の基準の明確化	10
(3)	こどもの権利サポートセンターと教育委員会・学校が役割分担する体制整備	11
①	こどもの権利サポートセンターの活用	11
(4)	関係諸機関と役割分担できる体制整備	12
①	資格保持者数や養成機関の状況調査	12
②	児童相談所や法務少年支援センター等との連携	12
③	学校以外の機関による保護者対応	12
④	外部専門家による学校への助言と評価	13
⑤	教育支援センターやフリースクール等の学校以外の学びの場を選択できる体制	13
(5)	国への提言	14
①	専門家配置に係る国の財政支援の強化	14
②	重大事案における専門調査員制度の創設	14
③	いじめ防止対策推進法の規定の再検討	14

1. はじめに

地方教育行政は、教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保や地域住民の意向の反映を趣旨とする教育委員会制度を基盤とし、教育の機会均等の実現や教育水準の維持向上を始め、地域における教育、文化、スポーツの振興に重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、近年、教職員による不適切な指導、いじめや不登校、保護者や地域からの不合理な要求、家庭や地域の構造の変化など、教育の現状には様々な課題が存在している。多様化する、児童生徒や保護者の教育的、福祉的ニーズに対応するために教職員の負担が増大し、学校の対応能力が限界に達しているという意見もある。

また、令和5年（2023年）4月に施行された「こども基本法」では、こども施策に係る基本理念にのっとり、地方公共団体においては、国や他団体と連携を図りつつ、こども等の意見を反映させながら、こども個人の尊厳を重んじ、こどもの最善の利益を考慮した施策を策定、実施することが求められている。

これらの課題へ対応するためには、地方教育行政の改革が必要であり、熊本市教育振興基本計画の基本理念「豊かな人生とよりよい社会を創造するために、自ら考え主体的に行動できる人を育む」を掲げる熊本市教育行政の今後の在り方について検討するよう、令和5年（2023年）5月、熊本市教育長から、熊本市教育行政審議会に対して諮問があった。

これを受け、本審議会においては、令和5年度（2023年度）の協議事項として「体罰・暴言等への対応」及び「いじめへの対応」について、計6回にわたり議論を重ねてきた。その中で熊本市は、「学校問題対応チーム」や「熊本市体罰等審議会」の設置等の先進的な取組を行っている一方で、各種相談窓口に改善の余地があることや、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーを始めとする教職員を支える専門人材の確保が十分でない等の課題がみられたところである。

熊本市教育委員会においては、本中間答申の趣旨を十分に踏まえ、学校との連携をこれまで以上に図るとともに、必要な体制を整え、新設されたこども局をはじめとした市長事務部局や外部の関係機関と連携して、対応方針に基づく施策が着実に実行されるよう取り組んでいくことを求めたい。

2. 理念と検討項目

熊本市教育行政審議会では、「こどもの権利を守ること」及び「地方からの発信によるよりよい教育行政の実現」を基本理念とし、6つの検討項目を基に議論した。

基本理念	・ こどもの権利を守ること ・ 地方からの発信によるよりよい教育行政の実現
------	---

検討項目	1. 体罰・暴言等、いじめ、自殺、学校事故等の全てに対応した総合的な体制の整備 2. 適切な組織・人員、市長事務部局や外部機関との連携・役割分担等の在り方 3. 保護者、児童生徒、教職員が相談しやすい総合的な相談対応窓口の整備・充実 4. 未然防止、再発防止、事後対応等に関する指針の策定や教職員研修の充実 5. 教育委員会・学校管理職のマネジメント・危機管理対応力強化 6. 取組状況の確認・評価・公表・周知に関する仕組みづくり
------	---

3. 対応方針項目

6つの検討項目を基に議論した内容を、教育委員会、学校、第三者組織、関係諸機関、国への提言の項目に整理し、次頁以降に対応方針を示す。

対応方針項目	(1) 教育委員会における体制整備 (2) 学校における体制整備 (3) 第三者組織と役割分担できる体制整備 (4) 関係諸機関と役割分担できる体制整備 (5) 国への提言
--------	--

4. 対応方針

(1) 教育委員会における体制整備

(ア) 体制の整備について

① 教育委員会内の相談窓口の一元化

教育委員会は、体罰・暴言等、いじめ、自殺、学校事故等の学校教育活動に関わる事案における相談窓口を教育委員会内で一元化し、学校問題に効果的に対応できる組織や報告体制を再構築すべきである。相談対応の優先順位や対応方針を決定できるような統括的人材を配置することや法律・福祉・医療・教育等の専門家を常勤職として複数配置すること、窓口の開設時間も利用しやすいものとするすることで、児童生徒や保護者はもとより、教職員も同様に必要に応じて相談できるようにすることが望ましい。

常勤の専門家を複数配置することは、児童生徒・保護者・教職員にとって問題解決に向けての取組における第三者性を担保することにつながり、問題の長期化や複雑化を避ける効果が期待できる。（例：東京都杉並区「教育スクールアシストチーム（教育SAT）」¹⁾

また、相談窓口を一元化することにより、学校管理職が初期段階で相談・報告しやすくなり、その後の手続もスムーズになるため、事案対応への不安解消や初動段階からの適切な対応につながるマネジメント力育成の効果も期待できる。

② 児童生徒の権利を守るための体制整備

教育委員会は、児童生徒の権利を守る体制を整備するために、児童生徒の権利擁護機関（こどもの権利サポートセンター）で得られた知見や事案の分析結果を教育委員会や学校に還元し、有効活用できるような仕組みを検討する必要がある。

¹⁾ 平成19年度（2007年度）から済美教育センターに教育スクール・アシスト・チーム（教育SAT）を設置。指導主事、元校長、SSW等で編成。教育現場での様々な課題、主に学校における「いじめ」、「不登校」、「学級崩壊」等の生活指導上の課題、事故や事件等の安全確保上の緊急対応等の相談や出張対応などにより、学校の取組を支援。

いじめの被害者及び加害者に対し、必要に応じて、関係機関との連携やスクールソーシャルワーカー等の専門職の派遣などを通して、心のケアを実施。初期相談窓口として、学習困難、学校生活の問題、特別な教育ニーズなど教育に関する様々な問題や懸念に対する相談も受け付けている。

（東京都杉並区：教育スクールアシストチーム、

https://www.city.suginami.tokyo.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/072/444/02shiryo3.pdf）

例えば、教育委員会とこどもの権利サポートセンター間で、相談内容や相談対応状況を円滑に情報共有できるような連携体制を構築することが考えられる。更に仕組みとして継続的に機能するように、学校管理規則や教育委員会諸規則等に明確に規定することが望ましい。

③ 音声記録等による客観性の担保

教育委員会は、電話対応や教育相談等の際に、日常的に録音機器で音声を記録する環境を全校一律に整備する必要がある。各学校で事実が正確に記録されることで、児童生徒や保護者、教職員が不利益にならないための検証はもとより、保護者による学校への過度な要求の未然防止や、教職員が不適切な言動を慎むような意識づけを行うこと等が期待できる。

また、教室等で、体罰・暴言等やいじめなどの問題が発生した場合に正確な事実関係の確認・検証を行うために、運用の在り方も含めた課題整理を行った上で、音声等の記録を残しておくことも、客観性を担保するうえで効果があると考えられる。

④ これまでの対応事案から得られた教訓を生かした対応

教育委員会は、これまで対応してきた体罰・暴言等やいじめ問題に関する様々な事案内容や学校・教職員・児童生徒の状況についてデータベース化し、学校や教育委員会以外の専門家による客観的な分析を行うことが必要である。

例えば、外部の審議会等に付議することやこどもの権利サポートセンターと共有し、対応状況の検証や問題点を分析すること等が考えられる。

⑤ 問題を起こした教職員の担任変更等の基準

教育委員会は、教職員の担任変更等を行う場合の基準について、これまでの事例を集めて整理した上で検討する必要がある。担任変更等の対応を行う場合は、担任変更等により、児童生徒に不利益が生じないように配慮すべきである。

担任変更を行わない場合は、必要に応じて、当該校教職員以外の担当者（例えば、指導的立場の退職校長）を派遣し、該当教職員に指導を行う等、児童生徒と保護者、教職員が、問題に対する対応に納得できるような体制を構築しておく必要がある。

⑥ 教育委員会の情報公開

教育委員会は、児童生徒の権利と尊厳を守るための取組方針や取組状況等、教育行政としての施策をわかりやすく公開・可視化していくことが重要であり、あわせて、報道対応の在り方も検討すべきである。

情報公開にあたっては、被害者側・加害者側双方の児童生徒や保護者との合意形成や教育的配慮に留意しながら、原則的には情報を公開する姿勢を徹底すべきである。

個人情報に係る部分の公開にあたっては、熊本県弁護士会等に法的助言を求める体制を整備することも考えられる。

⑦ 当事者への情報開示

様々な事案における当事者への情報開示は、できるだけ早急に対応すべきであり、その場合、透明性が担保されることが求められる。このような対応を徹底することによって、当事者からの納得を得ることが期待できる。

例えば、教育委員会や学校は、当事者が情報開示を求めた事案について、一般的な対応の段階や対応期間の目安を示すとともに、現在どの対応段階にあるのかを示すことができるようにすること等が考えられる。

(イ) 専門家の配置について

① スクールカウンセラー（ＳＣ）、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）の配置増・処遇改善と支援体制の充実

学校における心理的支援・福祉的支援の必要性は増大しており、心理や福祉の専門家であるＳＣやＳＳＷの増員や常勤化は必要不可欠である。

教育委員会は、児童生徒や保護者のＳＯＳに迅速に対応するために、各中学校区に少なくとも１人のＳＣやブロックごとに複数のＳＳＷを配置すべきである。

また、ＳＣやＳＳＷを非常勤職ではなく常勤職として採用する処遇改善も必要である。常勤職であることで、相談体制の充実が期待でき、教職員との連携もとりやすくなることで、児童生徒・保護者への対応がより充実したものとなる。（例：名古屋市「なごや子ども応援委員会」²⁾）

あわせて、教育委員会は、ＳＣやＳＳＷの第三者としての外部性が損なわれないような指揮系統や所属の在り方、学校との情報共有の在り方、孤立化を防ぐための支援体制等について検討すべきである。

② スクールロイヤー（ＳＬ）の配置

教育委員会内にＳＬを配置し、学校の保護者対応を法的に整理したり、学校管理上の法的対応に助言したりすることは、事案のもつれを防ぐために必要不可欠である。教育委員会は、適切な判断と調査が可能であるというＳＬのメリットを生かすことができる枠組みを整

²⁾ 平成２６年（２０１４年）４月に教育委員会事務局内に設置。１６行政区ごとに市立小中学校の支援を担当する１６ブロックと、市立高等学校１４校・特別支援学校４校の支援を担当する「高校・特支ブロック」の全１７ブロックで運用。各担当ブロック（２～３）を総括する主任総合援助職８名をはじめ、常勤のＳＣ１１２名・ＳＳＷ２９名、非常勤のスクールセクレタリー１７名（ブロック内の庶務事務、ブロック間や学校との連絡調整を担当）・スクールポリス１７名（元警察官が学校内外の見守り活動や警察との連携を担当）から構成。

常勤ＳＣ１１２名のうち１１０名は全中学校１１０校でのフルタイム勤務を基本としつつ、中学校区内の小学校（非常勤配置）も支援。ほか２名は高校・特支ブロックの事務局校と昼間・夜間定時制校で勤務。

常勤化（学校へのフルタイム配置）によって「外部性」（学校外から派遣される専門家ということで学校に溶け込み過ぎず、一定の距離があるために、児童生徒や保護者が相談しやすい、といわれるもの）の良さが薄れることについては、教育委員会事務局子ども応援室が各ブロックの相談・援助活動をチーム会議や方面別会を通じてＳＣの活動を管理運営し、緊急の場合は直接組織運営することで担保。教育委員会事務局子ども応援室が各ブロックの相談・援助活動をチーム会議を通じて管理運営し、緊急の場合は直接組織運営することで担保。なお、全ての専門職の組織上の上司は子ども応援室長（校長は組織上の上司ではないが、なごや子ども応援委員会の専門職は校長等と連携・協働し、支援活動を展開。）。令和５年度（２０２３年度）から１６ブロックのＳＳＷ（各１～２名）は、福祉との連携を深めるため、区役所職員と併任。

（名古屋市：なごや子ども応援委員会、<https://www.city.nagoya.jp/kyoiku/page/0000074050.html>）

備するとともに、適切な人選と報酬も検討し、例えば刑事弁護における当番弁護士制度を参考にする等、早急に体制整備を進めるべきである。

(ウ) 教職員等研修の充実について

① 学校管理職の危機管理対応力強化

教育委員会は、学校管理職の危機管理対応力を育成し強化するために、校長への危機管理対応研修を、より一層充実させるべきである。学校管理職には、初期対応段階からＳＣやＳＳＷ等の専門スタッフ・支援スタッフを積極的に活用するマネジメント能力も含めた危機管理対応力が、これまで以上に強く求められる。

研修内容としては、これまでに教育委員会で対応してきた事例を取り上げたケーススタディ等を実施することが効果的である。

② 教職員が自らの問題行動に向き合える研修

問題を起こした教職員が、自らの問題行動と向き合い、問題行動の要因を客観的に分析し、なぜ問題が起きたのかという背景を考え、認識を改め、二度と同じ問題を起こさないようにするには、研修やカウンセリングの充実が必要である。教育委員会や学校における教職員研修は、一般的なコンプライアンス研修に加え、外部専門組織と連携する等して、被害者に適切に向き合い再発を防止するための研修プランニングが求められる。

③ 保護者が課題に対応する知識・スキルを学び、情報を共有する体制の整備

教職員の不適切指導や、児童生徒の課題に適切に対応するためには、保護者にも適切な情報を提供し共有する機会を設け、保護者と共にこどもの最善の利益をめざす協力体制をつくることが求められる。

教育委員会は、例えば、不登校において、初期、中期、長期といった段階ごとの具体的なケースに基づく対応策に関する動画や資料をホームページで公開するなど、児童生徒・保護者の実際のニーズに即した課題対応に係る知識・スキルを自ら主体的に学び、情報共有できる体制を整備するよう努めることが重要である。

様々な理由から、情報にアクセスしづらい保護者への情報提供等の在り方もあわせて検討していく必要がある。

(2) 学校における体制整備

① 複数教職員による指導・支援体制及び児童生徒が相談しやすい校内相談チーム

学校は、複数教職員による指導・支援体制の充実を図るため、児童生徒が複数の教職員と触れ合うことができる機会をつくり、担任以外の教職員にも気軽に相談できる体制を、より充実させる必要がある。

例えば、養護教諭やＳＣ等で構成される校内相談チームの設置や小学校における教科担任制の推進や全国的に広がりを見せているチーム担任制³の導入等が考えられる。そうすることで、児童生徒の相談に応じる職員の心と時間の余裕も生まれるといった相乗効果も期待できる。

学校が、児童生徒や保護者に相談内容例や校内相談チームの積極的活用を周知することで、児童生徒・保護者がＳＯＳを出しやすくなることが期待できる。また、日常的に児童生徒の意見表明権を尊重することが、相談しやすさにつながると考えられる。

例えば、学校は、児童生徒からの相談内容を整理し、ＳＣ等を中心に全職員で具体的なロールプレイなどを組み込んだ研修を行いながら、児童生徒が安心して話ができる体制を、学校全体で構築することが重要である。

② 児童生徒の権利を守るためのルールの共有

いじめ、体罰・暴言等の児童の権利侵害の事案が発生したときに、児童生徒の権利を守るためのルールを、児童生徒、保護者と学校とで共通理解することが重要である。教育委員会

³ 「チーム担任制」は、各クラスに固定の担任を置かず、複数の教員が、月または週ごとに担任をローテーションしていくという学級運営の方法である。

一般的に、「チーム担任制」のメリットとデメリットは以下の通りと言われている。

メリット

- 児童生徒が教員を自ら選んで相談できるようになり、主体性の向上につながるほか、いじめの早期発見にも資する。
- 児童生徒を複数の教員が多角的に見ることができる。
- 教員同士の学び合いや業務の透明化につながる。
- 教員の選ばれる立場としての意識・研鑽意欲の向上につながる。
- 教員の働き方改革につながる。

デメリット

- 教員の責任の所在があやふやになる可能性がある。
- 教員同士の連携が取れないと混乱する可能性がある。
- 「情報共有」という手間が増える可能性がある。

「チーム担任制」は、全国の学校で少しずつ導入が進んでいる。例えば、神戸市では令和５年度（２０２３年度）から市立学校における「学年（チーム）担任制」の導入を始め、モデル実施校として市立小学校２校・中学校２校を決定した。熊本市では、市立中学校の１・２学年で、市立小学校の６学年での導入事例がある。）

が、児童生徒間のいじめや暴力行為及び教師による体罰・暴言等に対応するルールを作成し、学校が入学時等に保護者や児童生徒に説明して共有することは、児童生徒の権利を徹底して守るための仕組みとして必要である。（例：大阪市「学校安心ルール」（スタンダードモデル）⁴）

そのルールを整理する際には、例えば、いじめの場合には、児童生徒が「いじめ防止のための評価基準」を作成し、それを活用して学校のいじめ発生リスクを自身で評価する判断力や行動力を育成することで、児童生徒の主体的な未然防止活動につながり、より効果的な対策であると考えられる。

③ いじめ等重大事案における第三者による客観的調査と調査内容の再発防止への活用

学校は、今後も、児童生徒や保護者からいじめ等の不安や相談があったときに適切に対応できる体制を整えることが求められる。

いじめ等重大事案について、学校は対象教職員に調査報告書を確認し理解する機会を設けることが必要である。これにより、教職員は客観的に自身の行動を振り返ることができ、再発防止に役立つことが期待できる。

いじめ事案の場合には、学校は、加害者とされた児童生徒やその保護者に対して、その調査結果を共有した上で本人の内省を促すとともに、問題の真の解決のために必要な指導や支援をともに考えていく機会を持つことが必要である。

④ 迅速な初期対応体制

学校は、危機管理対応マニュアルやチャートを全教職員に徹底し、どの教職員でも迅速かつ的確な初期対応ができるようにしておく必要がある。また、教職員が訴えを把握した際には、かかわる児童生徒の個人情報保護に十分配慮しながら、直ちに校内全職員で情報を共有することが重要である。

⁴ 大阪市の「学校安心ルール」（スタンダードモデル）は、あらかじめルールを明示することにより、児童生徒がしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的に作成したものである。

基本的な約束ごとは第1～3段階に区分されており、この区分の基本となるものは、『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものである。

各小中学校では、スタンダードモデルをもとに学校の実情に応じた「学校安心ルール」を作成し運用することができる。「学校等が行うことができる対応」については、あくまでも例示であり、学校は児童生徒一人ひとりの状況等も十分にふまえ、判断し対応している。

（大阪市：「学校安心ルール」（スタンダードモデル） <https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000556372.html>）

⑤ 効果的な人権教育研修の実施

学校においては、体罰・暴言等やいじめを未然に防止するために、学校教育活動の中で効果的な人権教育研修を実施することが求められる。教職員に対しては、自らの日ごろの言動を振り返り、児童生徒を尊重し生き生きと活動できる関わりができていたか、逆に児童生徒を萎縮させる関わりとなっていないか等、教職員相互で対話し内省を促すような研修の機会を持つことが望まれる。

同時に、学校全体でこどもの人権を軸として、人権に関する理解を深めることが重要である。児童生徒や同僚の教職員、保護者や地域住民など、学校を共に支える関係者一人ひとりを大切にするような働きかけを常に行うことが望ましい。そのために、授業や研修などの機会を通して、教職員、児童生徒、保護者がともに学ぶことができる環境づくりを行っていく必要がある。

⑥ 不適切指導の基準の明確化

教職員による児童生徒への不適切指導については、様々な様態があり不適切かどうかの判断が難しい場合があるため、不適切指導の基準を明確にすることで、指導に対しての認識を正すことにつながることを期待できる。

例えば、熊本市体罰等審議会においても、教職員による児童生徒への長時間にわたる叱責や大声での叱責が、暴言等と判断されるケースがある。

更に、保護者が大声でこどもを叱責することは、「児童虐待の防止等に関する法律」で禁止されている児童虐待にあたる行為となる場合もある。これらを踏まえ、どのくらいの時間が「長時間」に該当するのか、「大声」とは何なのか、どのような言葉かけが禁止されるのか、などという具体的な「基準」を明確にすることが考えられる。

(3) こどもの権利サポートセンターと教育委員会・学校が役割分担する体制整備

① こどもの権利サポートセンターの活用

保護者から学校への相談では、学校が担うべきこと以外の相談もあり、教職員が相談対応への労力を費やさなければならない。また、保護者からの相談に学校内で解決できない場合や、解決しようとしても相談者の納得が得られない場合もある。相談者が納得しない案件については、学校や教育委員会以外の組織の方が相談・対応しやすいと考えられることから、令和6年（2024年）1月、こども局にこどもの権利サポートセンター（以下、センター）が設置されたことには大きな期待を寄せている。

センターが相談を受け、児童生徒の権利利益を擁護し、児童生徒や保護者が納得できる前向きな解決を目指すにあたって、教育委員会は、必要に応じ、センター職員が学校に出向いて調査し、学校や教育委員会に対応を要請したり、児童生徒や保護者に説明したりすることに対し、積極的に協力・連携していくことが重要である。

(4) 関係諸機関と役割分担できる体制整備

① 資格保有者数や養成機関の状況調査

教育委員会は、人材確保に実効性をもたせるために熊本市の地域リソースの実態を調査する必要がある、社会福祉士、公認心理師などの資格について、市内や県内にどれだけの資格保有者が存在するのか等を把握することが急務である。例えば、教育委員会と大学等で協議会を設置し、熊本市におけるＳＣやＳＳＷの活動状況、今後のニーズやＳＣやＳＳＷの資格保有者情報等を共有し、ＳＣやＳＳＷの確保に向けて連携することが考えられる。

② 児童相談所や法務少年支援センター等との連携

学校は、児童生徒が暴力行為等を繰り返すなど、児童生徒の年齢によっては少年法の下で適切に処遇することが望ましい場合には、警察への相談や通告を行うとともに、あわせて法務少年支援センター（少年鑑別所）や警察署等の専門家⁵の助言などを積極的に活用することが考えられる。この際、教育委員会は、警察への相談・通告等の基準を明確に定め、学校・地域・保護者・児童生徒と共有しておく必要がある。

学校は、児童生徒や保護者が児童相談所に相談する場合や、警察からの送致がなされた場合は、児童相談所と連携し、相談や支援体制を図る必要がある。

③ 学校以外の機関による保護者対応

保護者が学校に対して威圧的な言動を行った場合、学校側は学校関係者以外の弁護士等の代理人を立てることができるような仕組みを整備するとともに、必要な場合には警察等の外部専門機関への相談もあり得るという方針を保護者に周知しておくべきである。

学校外のトラブルや保護者同士のトラブル等については、法務省人権相談の活用や代理人による仲裁・紛争処理手続き（ＡＤＲ）などを推奨し、こどもの権利に関わることはこどもの権利サポートセンターをはじめとする市長事務部局の関係機関に協力を依頼するべきであ

⁵ 各都道府県警には、非行や犯罪から子供たちを守るための施設として「少年サポートセンター」が設置され、警察官や少年警察補導員、少年心理専門官（臨床心理士）などが配置されている。非行の前兆ともなりうる不良行為等の早期発見を図るため、街頭補導活動や少年相談など少年や保護者等に対する指導・助言のほか、補導された少年や保護者・学校などから相談を受けた少年に対し、継続的な指導などを行っている。

熊本県では、「肥後っ子サポートセンター」という名称で「少年サポートセンター」が運営されている。具体的な活動としては、電話相談、面接相談等の相談対応、各種体験活動（農業体験、スポーツ活動、創作活動等）、そして警察官や臨床心理士、スクールサポーター、少年サポーターによる支援活動がある。

る。このような仕組みづくりは、学校が児童生徒の教育活動に専念し、教職員の疲弊を防ぐために、保護者対応に過剰な対応をしない仕組みを整備することも検討すべきである。

④ 外部専門家による学校への助言と評価

教育委員会は、学校が問題を抱え込み、孤立して問題解決にあたることのないよう、外から学校を支援できる仕組みをつくる必要がある。

例えば、校長からの要請や教職員・児童生徒・保護者からの教育委員会・センター等への相談に応じ、法律、福祉、医療、教育等の外部専門家による助言を受けられるようにしたり、学校運営協議会で報告することによって、フォローアップや評価などが受けられるようにしたりするなどの支援が考えられる。

⑤ 教育支援センターやフリースクール等の学校以外の学びの場を選択できる体制

不登校は、どの児童生徒にも起こり得るものである。学校は、児童生徒や保護者に対し、教育支援センター「フレンドリー」やフリースクール等の学校以外の学びの場の選択肢があることを説明することによって、学校では学びにくい児童生徒の学ぶ権利を保障し、育ちの場の選択肢となり得ることが期待できる。

今後、フリースクール等の学校以外の学びの場との連携を図り、不登校支援におけるノウハウを参考にすることを期待する。

(5) 国への提言

① 専門家配置に係る国の財政支援の強化

学校の運営において、教材研究や授業準備のための時間を確保するためにも、保護者対応や児童生徒対応などについては、教職員以外の専門家の支援が必要である。特に、SCやSSWの必要性は増大しており、学校への常勤配置は不可欠である。教育委員会は、SCやSSWを国庫負担の対象となる教職員定数として算定したり、福祉的役割等を担う職員を学校へ配置したりするための財政支援を、引き続き強く国に要望していくべきである。

② 重大事案における専門調査員制度の創設

現在、こども家庭庁は、「いじめ調査アドバイザー制度」⁶を設け、いじめ重大事態調査を行う自治体や学校法人などに助言を行っている。更なる対策として、児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いのある事案については、国の専門調査員が事実関係を直接調査し、事案を検証することで、再発防止策に生かされるような制度設計を、教育委員会から国に提言することが考えられる。

③ いじめ防止対策推進法の規定の再検討

いじめ防止対策推進法（以後、推進法）制定以前の定義⁷では、いじめ問題を見逃すケースがあったため、改正によって現行の定義⁸となった経緯がある。

⁶ 「いじめ調査アドバイザー制度」は、こども家庭庁が設立し、いじめの重大事態調査を実施する自治体や学校に対して助言を行う制度である。この制度では、大学教授や弁護士など8人の専門家がアドバイザーとして委嘱され、調査組織の立ち上げや調査方法について中立的な助言を提供する。ただし、アドバイザーが直接調査に関与するわけではない。

この制度は、いじめの重大事態が増加している中で、調査の開始を迅速化し、第三者性を確保するために設けられた。また、各教育委員会からの報告を通じて進捗状況を管理し、関係機関との連携や調査の公平性に関する助言を行っている。

⁷ いじめ防止対策推進法が制定される前のいじめの定義は、毎年文部科学省が実施している「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」において、以下のように定義されてきた。

・昭和61年度（1986年度）からの定義：①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。

・平成6年度（1994年度）からの定義：①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。

・平成18年度（2006年度）からの定義：当該児童生徒が、一定の人間関係のあるものから、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。

⁸ いじめ防止対策推進法は、平成25年（2013年）に制定された。本法におけるいじめの定義は、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又

今後は、いじめの深刻度に応じて、自治体の対応方法に軽重をつけた運用を行う事案のトリアージ等、対応体制の在り方も検討すべきである。ただし、その深刻度の判定は単に客観的事実などに基づいて判断されるべきではなく、被害を受けた児童生徒自身に十分寄り添うものにすべきという意見がある。

現在、推進法では、被害者側が精神的な苦痛を感じていることがいじめ認定の要件となっているが、この定義が広すぎるために、児童生徒同士において当然想定されるトラブルに学校・教職員がむやみに介入せざるをえず、結果として、児童生徒同士の人間関係の希薄さにつながる側面があることを危惧する意見もある。

推進法では、重大事態の調査を義務付けているが、国がいじめ防止の対応策を検討する際には、調査が適切に行われているか、こどもの権利の視点から被害者と加害者の両方に適切な対応がなされているかについて検証する必要がある。

このような現状をふまえ、推進法の改正や、いじめ重大事態ガイドライン⁹の見直しについて、国に提言することも考えられる。

は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」である。

本法制定のきっかけとなったのは、平成23年（2011年）に滋賀県大津市で起きた中学生のいじめ自殺事件である。この事件では、学校や教育委員会の調査およびその結果の公表のあり方が世間から厳しい批判を受け、教育再生実行会議第一次提言にて「社会総がかりでいじめに対峙していくための法律の制定」が提言され、いじめ防止対策推進法の成立へとつながった。

⁹ いじめ重大事態の調査に関するガイドラインについては、令和5年（2023年）7月に、「いじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト」が新たに作成され、学校や学校設置者がいじめ重大事態調査の実施にあたり、遺漏なく対応するための参考資料として配布された。

いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的であり、学校の設置者及び学校が、可能な限り自らの対応を振り返り、検証することが必要とされている。また、被害者である児童生徒やその家庭の意向を尊重しつつ、適切に事実関係を調査し、再発防止策を講じる責任を有しているということが強調されている。

一方、ガイドラインに対して、以下のような不足点の指摘もある。

- ・被害を訴える者の利益保護に偏りすぎている
- ・被害者側の要因を扱うことがタブー視されている
- ・被害を訴えた側が納得するまで長い時間がかかる
- ・調査には莫大な時間と費用を要している

これらの不足点に対する具体的な対策は、今後のガイドラインの見直しや学校現場での取り組みによって改善されることが期待されている。

熊本市の教育行政の在り方について
最終答申（たたき台）（案）

令和7年（2025年）3月〇〇日

熊本市教育行政審議会

目次（案）

1.	はじめに.....	1
2.	理念と検討項目.....	2
3.	対応方針項目.....	2
4.	対応方針.....	3
4-1	教育委員会における体制整備.....	3
4-1-1	体制の整備について.....	3
	（1）教育委員会内の相談窓口の一元化.....	3
	（2）児童生徒の権利を守るための体制整備.....	4
	（3）音声記録等による客観性の担保.....	4
	（4）これまでの対応事案から得られた教訓を生かした対応.....	5
	（5）問題を起こした教職員の担任変更等の指針.....	6
	（6）教育委員会の情報公開.....	6
	（7）当事者への情報開示.....	7
	（8）個別最適な学びの実現.....	8
4-1-2	専門家の配置について.....	9
	（1）スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置増・ 処遇改善と支援体制の充実.....	9
	（2）スクールロイヤー（SL）の配置.....	9
	（3）不登校対策サポーターの配置・充実.....	10
4-1-3	教職員等研修の充実について.....	11
	（1）学校管理職の危機管理対応力強化.....	11
	（2）教職員が自らの問題行動に向き合える研修.....	11
	（3）保護者が課題に対応する知識・スキルを学び、情報を共有する体制の整備	12

4-2	学校における体制整備	14
(1)	複数教職員による指導・支援体制及び児童生徒が相談しやすい校内相談チーム	14
(2)	児童生徒の権利を守るためのルールの共有	14
(3)	いじめ等重大事案における第三者による客観的調査と調査内容の再発防止への活用	15
(4)	迅速な初期対応体制	16
(5)	効果的な人権教育研修の実施	16
(6)	不適切指導の基準の明確化	17
4-3	こどもの権利サポートセンターと教育委員会・学校が役割分担する体制整備	18
(1)	こどもの権利サポートセンターの活用	18
4-4	関係諸機関と役割分担できる体制整備	19
(1)	資格保有者数や養成機関の状況調査	19
(2)	児童相談所や法務少年支援センター等との連携	19
(3)	学校以外の機関による保護者対応	20
(4)	外部から助言と評価を得られる学校の体制整備	20
(5)	教育支援センターやフリースクール等の学校以外の学びの場を選択できる体制	21
4-5	国への提言	23
(1)	専門家配置に係る国の財政支援の強化	23
(2)	重大事案における専門調査員制度の創設	23
(3)	いじめ防止対策推進法の規定の再検討	23
(4)	不登校に関する提言	23
(5)	SNSの影響とその対応についての提言	23

1. はじめに ※未修正（中間答申のまま）・暫定

地方教育行政は、教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保や地域住民の意向の反映を趣旨とする教育委員会制度を基盤とし、教育の機会均等の実現や教育水準の維持向上を始め、地域における教育、文化、スポーツの振興に重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、近年、教職員による不適切な指導、いじめや不登校、保護者や地域からの不合理な要求、家庭や地域の構造の変化など、教育の現状には様々な課題が存在している。多様化する、児童生徒や保護者の教育的、福祉的ニーズに対応するために教職員の負担が増大し、学校の対応能力が限界に達しているという意見もある。

また、令和5年（2023年）4月に施行された「こども基本法」では、こども施策に係る基本理念にのっとり、地方公共団体においては、国や他団体と連携を図りつつ、こども等の意見を反映させながら、こども個人の尊厳を重んじ、こどもの最善の利益を考慮した施策を策定、実施することが求められている。

これらの課題へ対応するためには、地方教育行政の改革が必要であり、熊本市教育振興基本計画の基本理念「豊かな人生とより良い社会を創造するために、自ら考え主体的に行動できる人を育む」を掲げる熊本市教育行政の今後の在り方について検討するよう、令和5年（2023年）5月、熊本市教育長から、熊本市教育行政審議会に対して諮問があった。

これを受け、本審議会においては、令和5年度（2023年度）の協議事項として「体罰・暴言等への対応」及び「いじめへの対応」について、計6回にわたり議論を重ねてきた。その中で熊本市は、「学校問題対応チーム」や「熊本市体罰等審議会」の設置等の先進的な取組を行っている一方で、各種相談窓口に改善の余地があることや、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーを始めとする教職員を支える専門人材の確保が十分でない等の課題がみられたところである。

熊本市教育委員会においては、本中間答申の趣旨を十分に踏まえ、学校との連携をこれまで以上に図るとともに、必要な体制を整え、新設されたこども局をはじめとした市長事務局や外部の関係機関と連携して、対応方針に基づく施策が着実に実行されるよう取り組んでいくことを求めたい。

2. 理念と検討項目

熊本市教育行政審議会では、「こどもの権利を守ること」及び「地方からの発信によるより良い教育行政の実現」を基本理念とし、6つの検討項目を基に議論した。

基本理念	・ こどもの権利を守ること ・ 地方からの発信によるより良い教育行政の実現
------	---

検討項目	1. 体罰・暴言等、いじめ、自殺、学校事故等の全てに対応した総合的な体制の整備 2. 適切な組織・人員、市長事務部局や外部機関との連携・役割分担等の在り方 3. 保護者、児童生徒、教職員が相談しやすい総合的な相談対応窓口の整備・充実 4. 未然防止、再発防止、事後対応等に関する指針の策定や教職員研修の充実 5. 教育委員会・学校管理職のマネジメント・危機管理対応力強化 6. 取組状況の確認・評価・公表・周知に関する仕組みづくり
------	---

3. 対応方針項目

6つの検討項目を基に議論した内容を、教育委員会、学校、第三者組織、関係諸機関、国への提言の項目に整理し、次頁以降に対応方針を示す。

対応方針項目	(1) 教育委員会における体制整備 (2) 学校における体制整備 (3) 第三者組織と役割分担できる体制整備 (4) 関係諸機関と役割分担できる体制整備 (5) 国への提言
--------	--

4. 対応方針

4-1 教育委員会における体制整備

教育委員会は、教育の質を向上させるために基本的な枠組みを整備・充実させる必要がある。まず「体制の整備」として、効率的な組織運営と明確な役割分担が求められる。次に「専門家の配置」により、教育現場における専門知識を活用し、適切な支援を行うことで教育の質を高めることができる。また「教職員等研修の充実」を図ることで、教職員のスキル向上を促進し、教育現場の変化に対応できる柔軟な人材を育成することができる。これらの施策が相互に連携することで、より良い教育環境の実現が期待される。

4-1-1 体制の整備について

(1) 教育委員会内の相談窓口の一元化（※1）

教育委員会における相談窓口の一元化は、学校教育活動における様々な問題に対して効果的に対応するために非常に重要であり、以下のような取組が考えられる。これらの取組を通じて、教育委員会がより効果的に学校問題に対応できる体制を築くことができる。

① 相談窓口の一元化と専門家配置

いじめや自殺などの問題に対して、相談窓口を一元化し、法律・福祉・医療などの専門家を常勤で配置する必要がある。これにより、児童生徒や保護者、教職員が必要なときに気軽に相談できる環境を整え、問題解決のための第三者的立場を担保できる。専門家の存在は、問題の長期化や複雑化を防ぐ効果が期待できる。

② 相談内容の周知とトリアージ

新たな相談窓口では、相談できる内容や対応範囲を文書やパンフレットで周知することが重要である。また、相談内容に応じて適切な対応機関を判断するトリアージを行うことで、初期段階からの適切な対応が可能になる。この仕組みによって、学校管理職や教職員も安心して報告・相談できる環境を整えることができる。

③ 相談者への寄り添い

相談後の対応において、相談者に寄り添う姿勢と、対応内容を確認できる仕組みを整えることが重要である。これにより、相談者が安心して情報を提供しやすくなり、より効果的な支援が可能になる。新しい相談窓口の対応職員は「こどもを救うために」という姿勢を強調し、相談者に対する信頼を築く必要がある。

④ 不登校対策の強化と情報提供

不登校対策を強化するために、「不登校支援センター」を設立し、児童生徒や保護者にフリースクールや支援情報を一括して提供することが求められる。また、入学式などの機会に支援策を周知し、「不登校対策の手引き」などの冊子を配布することで、保護者や教職員に対して利用しやすい環境を整えることができる。

(2) 児童生徒の権利を守るための体制整備

教育委員会は、児童生徒の権利を守るために、こどもの権利サポートセンターから得た知見や分析結果を教育機関に還元する仕組みを整備する必要がある。具体的には、こどもの権利センターと教育委員会間で相談内容を共有する連携体制をさらに強化していく必要がある。

① 情報共有の重要性

教育委員会とこどもの権利サポートセンターの間で情報を円滑に共有することは、児童生徒の権利擁護に不可欠である。この連携により、各機関は実際の事案に基づいた対応を行いやすくなり、迅速かつ適切な支援が可能となる。また、情報の一元化は、対応の透明性を高め、信頼性を向上させる効果もある。

② 組織体制の明文化

権利擁護に関する新たな仕組みを規則等に明記することが望ましい。これにより、具体的な行動指針が明確になり、関係者の理解が深まる。また、規則に基づく運用は、持続可能な体制の構築を助け、権利擁護に向けた取組が継続的に行われる土台を提供できる。

(3) 音声記録等による客観性の担保（※2）

学校での録音機器の導入を提案する意見がある一方で、カメラの設置には慎重な姿勢を示す意見もある。録画により事実確認が容易になり、教職員の意識向上や保護者等からの不適切な要求の防止が期待されるが、カメラ設置には多くの課題が伴うため、引き続き検討が必要である。

① 録音機器の導入

録音機器を学校全体に導入することで、事実関係の正確な記録が可能になる。これにより、保護者や教職員の不利益を避けられ、問題発生時の迅速な検証が可能となる。また、教職員に対する意識改革を促し、不適切な要求や行動を未然に防ぐ効果も期待される。

② カメラの導入

カメラの導入には賛否があり、さまざまな意見が存在する。賛成意見としては、カメラが教室内の抑止力となり、いじめに悩む子どもたちの安心感を高めることが挙げられる。また、教師が複雑な事案に対処する際の負担を軽減し、授業に集中しやすくなるという利点もある。反対意見としては、カメラ設置に伴う管理や情報公開の問題、プライバシーへの懸念が指摘されている。

児童生徒の安全性を確保していくためにも、必要性や設置場所については慎重に考えいくことが必要である。

③ 人の目の重要性

録音やカメラに代わるものとして、教員による巡回や目の届く環境の整備が考えられる。物理的な機器に依存せず、教員の存在による安心感を重視することで、児童生徒たちがストレスなく学べる環境を提供できる。

(4) これまでの対応事案から得られた教訓を生かした対応

教育委員会は、体罰やいじめに関する事案や児童生徒の状況をデータベース化し、外部の専門家による客観的な分析を行う必要がある。具体的には、外部の審議会に付議したり、こどもの権利サポートセンターと情報を共有したりして、対応状況の検証や問題点の分析を進めることが求められる。

① データベースの構築

体罰やいじめに関する事案をデータベース化することは、教育現場の実態を把握するために重要である。このデータにより、問題の傾向や頻度を明らかにし、適切な対策を講じるための基盤を整えることができる。データの蓄積は、長期的な改善策を導く指標にもなる。

② 外部専門家による分析

データベースから得られた情報を外部の専門家が分析することで、客観的な視点での検証が可能になる。これにより、教育委員会や学校内部では見えにくい問題点が浮かび上がり、改善策が明確化する。専門家の意見を反映させることで、より効果的な対応が期待できる。

(5) 問題を起こした教職員の担任変更等の指針（※3）

担任変更の指針を設けたうえで、これまでの事例等を参考にするとともに状況に合わせて常に指針を整理していくことが必要である。児童生徒や保護者が納得できるような担任変更の有無を確定させるためのプロセスを確立していくことも重要である。また、調査中に児童生徒がどのように学ぶべきかを明確にし、様々な選択肢を提供しなければならない。

① 担任変更の指針づくり

担任変更の基準を明確にすることは重要だが、具体的な数値や指標を示すのは難しい。そこで指針を設けることで現場の判断がしやすくなり、懲戒処分が必要な場合は速やかに担任を交代し、その他のケースでは経過観察を行うことが求められる。また、保護者の処罰感情への対応も重要で、指針を示すことで安心感を提供しつつ、一律の判断ではなく柔軟な対応をしなければならない。

② 担任変更等に向けたプロセスの明文化

担任変更に向けたプロセスの明文化が必要である。明文化することにより、即対応が必要な状況では管理職が迅速に判断できる一方、そうでない場合は学校と家庭に明確な手順を伝えることで保護者に安心感を提供できる。例えば、わいせつ事案と認められた場合は担任を即時変更し、事実確認が必要な事案で調査中の場合は、特定のプロセスを経て判断するという指針を明示することが重要である。事実確認が不要なケースは迅速に対処し、リスクアセスメントのルールを設けることも必要である。

③ 学習環境の確保

担任が調査中の時に当該児童生徒がどのように学ぶべきかの選択肢を用意することが必要である。例えば、担任を一時的に変更することや児童生徒の希望に基づいて、別のクラスやオンライン授業など多様な選択肢を用意する。こども自身の意向を反映させることで、安心して学び続けられる環境を整えることが必要である。

(6) 教育委員会の情報公開

教育委員会は、児童生徒の権利と尊厳を守るため、施策や取組状況を明確に公開する必要がある。また、報道対応も見直し、情報公開の際は被害者・加害者の合意形成を重視しつつ、教育的配慮を持って行動することが重要である。個人情報の取り扱いには法的助言を求める体制の整備も検討されるべきである。

① 施策の公開と報道対応

教育委員会は、児童生徒の権利を守るための施策を分かりやすく公開することが必要である。これにより、地域社会の信頼を得られ、教育行政への理解が深まる。また、報道に対する方針を検討することで、正確な情報提供が可能となり、誤解や不安を軽減することができる。

② 合意形成と法的助言

情報公開の際は、被害者側と加害者側の合意形成を重視すべきである。教育的配慮を持ちつつ情報を扱うことで、関係者の理解と信頼が得られる。また、個人情報の取り扱いに関しては、弁護士会などから法的助言を受ける体制を整え、安心して情報公開を進めることが重要である。

(7) 当事者への情報開示

当事者への情報開示は迅速に行い、透明性を確保することが重要である。この対応を徹底することで、当事者の納得を得ることが期待される。教育委員会や学校は、情報開示を求める事案について、対応の段階や期間の目安を示し、現在の進捗状況も明確にすることが求められる。

① 迅速な情報開示の重要性

当事者への情報開示を迅速に行うことは、信頼関係を築く上で不可欠である。適時の情報提供は不安を軽減し、当事者が現状を理解する助けとなる。また、透明性を高めることで、教育委員会や学校への信頼を向上させ、問題解決のための協力を得やすくなる。

② 対応段階の明示

教育委員会や学校は、情報開示を求められた事案において、対応の段階や期間の目安を示す必要がある。具体的な進捗状況を共有することで、当事者は自分の状況を把握しやすくなり、納得感を得やすくなる。このプロセスは、問題解決に向けた信頼性を高める要素として機能する。

(8) 個別最適な学びの実現【新規】（※4）

不登校の児童生徒に対し、行政は当該児童生徒の状況に適した学びの場や手段を提供する必要がある。多様な選択肢を用意し、個別最適な学びを実現することで、より効果的な教育を行うことが重要である。横並びの指導ではなく、個々に対応した支援が求められている。

① 学びの場と手段の多様化

不登校の児童生徒には、さまざまな学びの場や手段を提供することが重要である。例えば、オンライン学習、家庭教師、地域の学習支援など、多様な選択肢を整えることで、各自のニーズに応じた学びが可能になる。このようにすることで、こどもたちは自分に合ったスタイルで学ぶことができ、学びへの興味やモチベーションを高めることができる。

② 学びの多様化学校の導入

教育は一律の指導ではなく、個々の生徒に応じた個別最適化が求められる。それぞれの理解度や興味に合わせた指導を行うことで、学びの効果を最大限に引き出すことができる。特に「学びの多様化学校」のような新しい教育モデルを導入することで、児童生徒が自分のペースで安心して学べる環境を提供し、自己肯定感を育むことが可能になる。

③ 高校入試の改革

高校入試に用いる調査書の改革も考慮すべきである。出欠欄を廃止し、成績を3年時のみに限定することで、生徒の現在の能力や努力を公正に評価できるようになる。これにより、過去の出席状況や成績に縛られることなく、生徒が自らの成長を実感できる環境が整う。このような改革を通じて、より多様な学びを尊重し、すべての生徒に対する支援の在り方を見直すことが、教育の未来にとって不可欠である。

4-1-2 専門家の配置について

(1) スクールカウンセラー（ＳＣ）、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）の配置増・処遇改善と支援体制の充実（※５）

学校での心理的支援と福祉的支援の重要性が増しており、スクールカウンセラー（ＳＣ）やスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）の増員と常勤化が必要である。教育委員会は、中学校区に少なくとも１人のＳＣを配置し、ブロックごとに複数のＳＳＷを配置することで、迅速な支援が可能になる。また、常勤職としての処遇改善も重要で、相談体制の充実と教職員との連携が進むと考えられる。

① スクールカウンセラー（ＳＣ）・スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）の常勤化と増員

ＳＣやＳＳＷを常勤職として配置することで、児童生徒や保護者からの相談に対する迅速な対応が可能になる。常勤化することで学校内で継続的に支援を行うことができ、教育現場のニーズに即した対応が期待できる。また、教職員との連携が強化されることで、児童生徒の心理的・福祉的な課題に対する包括的な支援が実現しやすくなる。

② 支援体制の整備と外部性の保持

教育委員会は、ＳＣやＳＳＷの役割が外部の専門家としての独立性を損なわないような組織体制を整える必要がある。具体的には、情報共有の方法や指揮系統の明確化、孤立化を防ぐ支援体制の構築を検討すべきである。このようにＳＣやＳＳＷが学校内での役割を果たしつつ、外部の視点を持つことで、より効果的な支援が行える環境が整うことになる。

(2) スクールロイヤー（ＳＬ）の配置

教育委員会内にスクールロイヤー（ＳＬ）を配置し、専門知識を活用することで、事案のもつれを防ぎ、適切な判断と調査が可能になる。教育委員会は人選や報酬を見直し、迅速に体制を整える必要がある。

① スクールロイヤー（ＳＬ）の役割とメリット

ＳＬは、教育委員会や学校に対し法的な助言を行うことで、保護者対応や学校管理の法的問題を整理する役割を担う。専門的な視点から適切な判断が促され、トラブルを未然に防ぐことができるため、学校運営が円滑になることが期待できる。また、ＳＬの存在により、教職員は法的な不安を軽減でき、安心して教育活動に集中できる環境が整うことにつながる。

② 体制整備の必要性

教育委員会は、ＳＬを効果的に活用するための体制を整える必要がある。具体的には、適切な人選や報酬制度の導入を検討し、例えば刑事弁護における当番弁護士制度を参考にすることが考えられる。このような枠組みを整えることで、ＳＬが迅速に法的支援を提供できる環境をつくり出し、教育現場におけるトラブルを効果的に減少させることが可能となる。

(3) 不登校対策サポーターの配置・充実【新規】（※6）

不登校対策サポーター（以後、サポーター）は、こどもたちに安定した環境を提供することが重要である。今後はすべての中学校に配置するとともに、小学校へのサポーター配置の拡充が求められている。

① 安定した環境の提供

こどもたちにとって、安定した支援環境は心の安定につながる。不登校のこどもたちが安心して相談できるサポーターがいることで、自己肯定感や社会的スキルの向上が期待される。また、安定した関係を築くことで、こどもたちは自分の問題を話しやすくなり、適切な支援を受けることができるようになる。

② 小学校への不登校対策サポーターの配置

不登校の問題は早期から始まることが多いため、小学校へのサポーターの配置が重要である。こどもたちが小学校で感じる不安やストレスを早期に解消することで、将来的な不登校を防ぐ効果が期待される。小学校でのサポートは、こどもたちの学校生活をより円滑にし、学びの機会を確保するためにも不可欠である。

4-1-3 教職員等研修の充実について

(1) 学校管理職の危機管理対応力強化

教育委員会は、学校管理職の危機管理対応力を強化するため、校長への研修を充実させる必要がある。管理職は、初期対応からＳＣやＳＳＷなどの専門スタッフを活用するマネジメント能力が求められている。具体的には、教育委員会の事例を基にしたケーススタディが効果的である。

① 危機管理対応力の必要性

学校管理職には、危機管理対応力がこれまで以上に求められている。特に、初期対応において迅速かつ適切な判断が必要であり、専門スタッフとの連携が不可欠である。この能力を高めることで、危機発生時に学校全体が円滑に機能し、児童生徒や保護者への影響を最小限に抑えることができる。従って、管理職が実践的なスキルを身に付けることが重要である。

② ケーススタディによる研修の有効性

効果的な研修プログラムとして、教育委員会が過去に対応した事例を基にしたケーススタディを導入することが考えられる。具体的な事例を分析することで、管理職は実際の状況に即した判断力を養うことができる。また、他校の成功事例や失敗事例を学ぶことで、危機管理に対する意識が高まり、より良い対応策を身に付けることができると思われる。

(2) 教職員が自らの問題行動に向き合える研修（※7）

問題行動を起こした教職員が自らの行動を見つめ直し、再発を防ぐためには、研修やカウンセリングの充実が不可欠である。教育委員会や学校は、専門組織と連携し、実践的な研修を提供することで、教職員が問題行動の背景を理解し、感情コントロールを学ぶ機会を増やす必要がある。

① 問題行動の自己分析

教職員は、自らの問題行動を客観的に分析し、背景を理解することが重要である。研修やカウンセリングにより、行動の要因を認識し、同じ問題を繰り返さないようにするための基盤が築かれる。自己認識を高めることで、教職員は問題の根本的な原因に向き合い、行動を改善するための意欲が生まれる。

② 外部専門組織との連携による研修の充実

教育委員会や学校は、外部専門組織と連携して、具体的な事例に基づく研修を提供する必要がある。特に被害者に適切に向き合うための教育やアンガーマネジメントなど、専門的な知識を持つ講師を招くことで、教職員がより実践的なスキルを身に付けることが可能になる。このような研修は、再発防止にもつながる。

③ ロールプレイや事例共有による学び

問題行動を未然に防ぐために、ロールプレイを取り入れた研修が効果的である。また、過去の問題行動の事例を教職員間で共有し、その背景や経過を理解することで、具体的な行動改善に役立てることができる。この情報共有は、教職員が問題行動のリスクを認識し、慎重に行動する助けとなる。

④ 定期的な感情コントロールの指導

教職員に対して、感情コントロールの技術を専門家から定期的に指導してもらうことが重要である。感情や怒りを適切に管理するスキルを身に付けることで、日常のストレスや緊張に対処しやすくなる。職場復帰後にどのように学びを活かしていくかのケアも必要で、職場全体の雰囲気改善にも寄与していく。

(3) 保護者が課題に対応する知識・スキルを学び、情報を共有する体制の整備

教職員の不適切指導や児童生徒の課題に適切に対応するためには、保護者への情報提供と共有が重要である。教育委員会は、不登校などの具体的なケースに基づいた情報を公開し、児童生徒・保護者が自ら学ぶ機会を設けることが求められる。また、情報にアクセスしやすい保護者への支援も検討する必要がある。

① 保護者との協力体制の構築

児童生徒の最善の利益を追求するためには、保護者との協力体制が不可欠である。教職員は保護者に対して適切な情報を提供し、共にこどもを支える姿勢を持つことが重要である。具体的には、保護者向けの説明会やワークショップを通じて、教育の方針や取組を共有し、意見交換を行うことで、信頼関係を築くことが可能になる。この協力体制は、こどもにとってより良い学びの環境をつくる基盤となる。

② 情報提供の多様化とアクセス向上

教育委員会は、児童生徒・保護者のニーズに即した情報を提供するため、具体的なケースに基づく動画や資料を公開することが重要である。また、情報にアクセスしやすい保護者へ

の配慮も必要である。例えば、相談窓口での提供など、多様な方法で情報を届けることが求められる。これにより、保護者が必要な知識やスキルを身につけやすくなる。

4-2 学校における体制整備

(1) 複数教職員による指導・支援体制及び児童生徒が相談しやすい校内相談チーム (※8)

学校は、児童生徒が複数の教職員と触れ合い、気軽に相談できる体制を充実させる必要がある。校内相談チームの設置やチーム担任制の導入が考えられ、これにより職員の心と時間に余裕が生まれる。また、相談しやすい環境を整えることで、児童生徒や保護者がSOSを出しやすくなることが期待される。

① 複数教職員と触れ合う機会の確保

児童生徒が複数の教職員と触れ合うことで、相談しやすい環境が形成される。担任以外の教職員が関与することで、児童生徒は気軽に相談できる相手を見つけやすくなる。例えば、校内相談チームの設置により、多様な支援を受ける機会が増え、ニーズに応じた適切なサポートが提供される。また、チーム担任制を導入することで、教職員間の負担が軽減され、サポートの質も向上すると見込まれるため検討が必要である。複数の教員が関与することで、一人の担任が大きな問題を抱え込むリスクが減少し、チームの連携によって児童生徒を多角的に観察し、柔軟な対応が可能になる。このような取組は、児童生徒の安心感と成長を促進するために重要である。

② 相談しやすい環境の整備

学校は、保健室の構造を見直したり、相談室を設置したりするなど、相談スペースを確保することで、児童生徒が相談しやすい環境を整える必要がある。また、学校内でのコミュニケーションを重視し、教職員が日常的に児童生徒と関わることで、信頼関係を築くことが重要である。こうした取組が進むことで、児童生徒が自身の意見を自由に表現できる場が増え、と考えられる。

(2) 児童生徒の権利を守るためのルールの共有

学校は、いじめや体罰などの権利侵害を防ぐため、児童生徒と保護者と共通理解を持つルールを整備することが重要である。教育委員会がルールを作成し、入学時に説明することで権利を守る仕組みが構築される。また、児童生徒が主体的にいじめ防止活動に参加できる評価基準をつくることが効果的である。

① 共通理解を促進するルールの整備

いじめや体罰に対する明確なルールを整備し、学校と保護者、児童生徒が共通理解を持つことが不可欠である。教育委員会は、ルールを策定し、入学時に保護者や児童生徒に説明することで、権利の重要性を認識させることができる。この共有プロセスを通じて、児童生徒が自らの権利を理解し、守る意識を高めることが期待される。

② 児童生徒の主体的な参加を促す評価基準

いじめ防止に向けて、児童生徒自身が「いじめ防止のための評価基準」を作成することは重要である。主体的な参加を促すことで、より効果的な未然防止活動が可能になり、児童生徒自身が責任を持って環境を改善する意識が芽生えたと考える。

(3) いじめ等重大事案における第三者による客観的調査と調査内容の再発防止への活用

学校は、児童生徒や保護者からのいじめ等の不安や相談に適切に対応できる体制を整える必要がある。重大な事案について教職員に調査報告書を確認させ、自己反省を促すことで再発防止に役立てられる。また、加害者の児童生徒や保護者に調査結果を共有し、問題解決のための支援を共に考える機会も必要である。

① 教職員への調査報告書の共有

学校は、いじめ等の重大事案に対して教職員に調査報告書を確認する機会を設けるべきである。これにより、教職員は客観的に自身の行動を振り返り、問題点を理解することができる。このプロセスは、教職員の意識を高め、再発防止に向けた具体的な行動を促すために重要である。結果として、学校全体の対応力が向上し、より安全な環境が整備されることにつながる。

② 加害者への指導と内省の機会提供

いじめ事案において、学校は加害者とされた児童生徒やその保護者に調査結果を共有し、内省を促す機会を提供することが重要である。問題の真の解決には、加害者が自らの行動を見つめ直すことが不可欠である。学校は、必要な指導や支援をともに考える場を設けることで、加害者が今後の行動を改め、健全な人間関係を築く手助けをすることが必要である。

(4) 迅速な初期対応体制（※9）

学校は、全教職員に危機管理対応マニュアルを徹底し、迅速な初期対応を可能にする必要がある。情報共有時には個人情報保護に配慮しながら、児童生徒の受け入れ体勢を大切にすることも重要である。不登校の児童生徒には適切な支援を提案し、教師自身が自分事として捉えることが求められる。

① 危機管理体制の整備

学校は、全教職員に危機管理対応マニュアルやフローチャートの活用を徹底し、迅速かつ的確な初期対応を可能にする体制を整える必要がある。これにより、どの教職員でも同じ基準で対応できるようになり、混乱を最小限に抑えることが期待される。また、訴えを把握した際には、個人情報保護に配慮しながら、校内で情報を即座に共有することで、迅速な対応を促進していく。

② 不登校児童生徒への支援

不登校の児童生徒への初期対応としては、学校からの温かい声掛けや受け入れ体勢の準備が重要である。これには、児童生徒の登校意欲を高める効果がある。また、必要に応じては「フレンドリー」や「フレンドリーオンライン」の活用を提案してもよい。教師自身が不登校問題を自分事として考えることで、より共感的な支援ができ、保護者にも効果的なアプローチが可能になる。就学時健康診断時に「不登校」について説明することも、この意識を広めるために重要である。

(5) 効果的な人権教育研修の実施（※10）

学校における体罰・暴言やいじめを防ぐためには、人権教育研修の実施が不可欠である。教職員が自らの言動を振り返り、児童生徒の人権を尊重する意識を育てることが求められている。また、教育の場全体で人権に関する理解を深め、相互尊重の関係を築くための環境づくりが重要である。

① 人権教育研修の必要性

学校での人権教育研修は、教職員が児童生徒を尊重し、自らの言動を振り返る機会を提供している。このような研修は、教職員同士の対話を促し、相互理解を深めることで、より良い教育環境を整える基盤となる。人権に基づく教育は、いじめ防止にも寄与する。

② 教職員の内省と相互尊重

教職員が自らの関わりを振り返り、内省することで、児童生徒との信頼関係を築くことができる。教職員間でもお互いの意見を尊重し合うことが重要であり、そのためには安心して

参加できる環境が必要である。これにより、より協力的な職場環境が育まれることが期待できる。

③ 人権教育カリキュラムの整備

こどもの権利を守るために、系統的な人権教育カリキュラムの構築が求められる。特に、命の安全教育や性暴力に関する教育は重要であり、児童生徒が理解できる教材の提供が必要である。このようなカリキュラムを通じて、こどもたち自身が人権を理解し、学ぶことが促進される。

(6) 不適切指導の基準の明確化

教職員による児童生徒への不適切な指導については、その判断が難しいため、不適切な指導の基準を明確にすることが重要である。例えば、熊本市体罰等審議会では長時間の叱責や大声での叱責が暴言に当たるとされている。このような具体的な基準を示すことで、指導に対する認識を正すことが期待される。

① 不適切な指導の基準の明確化

不適切指導の基準を明確にすることは、教職員の指導方法に対する理解を深めるために必要である。具体的に「長時間」の定義や「大声」の程度、禁止される言葉がけを示すことで、教職員は自らの行動を振り返りやすくなる。このような基準を設けることで、不適切な指導がどのような行為に該当するのかを理解し、意識的な指導を促すことが可能になると考える。

② 児童虐待防止の視点

教職員だけでなく、保護者による叱責行為が児童虐待に該当する可能性があることを理解することも重要である。この視点を踏まえ、教育現場では、教職員だけでなく、保護者にも児童生徒を守るための指導方法についての研修や啓発活動が必要である。そうすることで、教職員と保護者が足並みをそろえ適切な指導を行えるようになる。

4-3 こどもの権利サポートセンターと教育委員会・学校が役割分担する体制整備

(1) こどもの権利サポートセンターの活用

保護者からの相談は、学校が担うべき範囲を超えることもあり、教職員に負担をかけている。そこでこども局に設置されたこどもの権利サポートセンターの活用が期待される。教育委員会はこどもの権利センターと連携し、調査や説明を通じて、児童生徒や保護者が納得できる解決を目指すことが重要である。

① 相談対応の役割分担

学校が抱える保護者からの相談には、学校が直接対応すべきでない事項も含まれ、教職員に負担をかけることがある。このため、相談対応の役割を明確にし、こどもの権利センターなどの外部機関と連携することで、学校が本来の教育活動に集中できる環境を整えることが求められる。これにより、教職員の労力を軽減し、より効果的な対応が可能になると考える。

② 教育委員会との連携

こどもの権利センターが相談を受け、児童生徒の権利利益を擁護し、児童生徒や保護者が納得できる前向きな解決を目指すにあたって、教育委員会は、必要に応じ、こどもの権利センター職員が学校に出向いて調査し、学校や教育委員会に対応を要請したり、児童生徒や保護者に説明したりすることに対し、積極的に協力・連携していくことが重要である。

4-4 関係諸機関と役割分担できる体制整備

(1) 資格保持者数や養成機関の状況調査

教育委員会は、地域リソースの実態を調査し、社会福祉士や公認心理師などの資格保持者の状況を把握することが急務である。具体的には、大学等と協議会を設置し、熊本市におけるSCやSSWの活動状況やニーズを共有し、資格保持者の確保に向けた連携を進めることが求められる。

① 地域リソースの調査

教育委員会が地域リソースの実態を調査することは、人材確保において重要である。社会福祉士や公認心理師などの資格保持者が熊本市内や県内にどれほど存在するのかを把握することで、必要な人材を特定し、計画的に採用や育成を行うことが可能になる。この調査は、地域の教育環境の充実に寄与する基盤を築くものとなる。

② 大学等との連携強化

教育委員会が大学等と協議会を設置することで、SCやSSWの活動状況やニーズを共有できる。この連携により、資格保持者の確保や育成に向けた具体的な施策を検討することが可能となる。また、地域内での情報交換や協力体制の強化が進むことで、教育現場における支援体制の向上が期待される。

(2) 児童相談所や法務少年支援センター等との連携

学校は、暴力行為を繰り返す児童生徒について、少年法に基づく適切な処遇が求められる場合、警察への相談や通告を行うべきである。また、法務少年支援センターや警察署の専門家の助言を積極的に活用することが重要である。教育委員会は、相談・通告の基準を明確にし、関係者間で共有する必要がある。

① 警察への相談基準の明確化

教育委員会は、学校が警察への相談や通告を行う際の基準を明確に設定することが重要である。具体的な基準があれば、学校は判断に迷わず迅速に対応できる。また、この基準を地域、保護者、児童生徒とも共有することで、関係者全体が同じ理解のもとで協力しやすくなり、効果的な連携が可能になる。

② 児童相談所との連携

学校は、児童生徒や保護者が児童相談所に相談した場合や警察からの送致があった場合に、児童相談所との連携を強化する必要がある。これにより、適切な相談や支援体制を築くことが可能となる。連携を通じて、専門的な支援を受けられる環境を整えることが、児童生徒の問題行動に対処する上で非常に重要である。

(3) 学校以外の機関による保護者対応

教育委員会は、保護者からの威圧的な言動に対処するため、弁護士などの代理人を立てる仕組みを整備し、必要に応じて警察など外部機関への相談を行う方針を保護者に周知すべきである。これにより、学校は教育活動に専念し、教職員の疲弊を防ぐことが期待される。

① 弁護士等の代理人を立てる仕組み

教育委員会は、保護者の威圧的な言動に対応するため、弁護士などの外部代理人を立てられる仕組みを整備することが必要である。この仕組みを導入することで、教職員が直接対峙せずに問題を解決できるようになり、安心して教育活動に集中できる環境をつくることができる。また、保護者にもこの方針を周知することで、適切な対応が期待できる。

② 外部機関との連携

学校は、トラブル発生時に法務省人権相談の活用や代理人による仲裁・紛争処理手続き（ADR）を活用し、専門機関と連携することが重要である。これにより、保護者間のトラブルや学校外の問題に対して、専門的な助言や支援を受けることができる。また、こどもの権利サポートセンターとも協力し、児童生徒の権利を守る体制を強化することで、学校はより安全で安心な教育環境を提供できるようになる。

(4) 外部から助言と評価を得られる学校の体制整備（※11）

「閉じた学校」問題の解決には、コミュニティ・スクール（CS）の導入が重要である。教育委員会は学校に権限を移譲し、地域と連携しながら課題解決を進める独立機関の設置が求められている。こどもや保護者の意見を反映し、地域が学校を支援する仕組みを整えることで、学校の運営がより円滑になると考える。

① コミュニティ・スクール（ＣＳ）の役割

ＣＳは、地域と学校をつなぎ、閉鎖的な学校運営を改善する役割を持つ。地域の専門家や住民が参画することで、学校の課題を解決するための多様な視点を提供し、こどもの権利や利益を守るための協力体制を強化する。

② 地域の支援体制

地域が学校を支援する体制を整えることで、問題が発生する前に予防的に対応できる。地域住民が学校の問題を理解し、協力することにより、学校の負担を軽減し、共に成長する環境を築くことが可能になる。

③ こどもの参画

学校運営におけるこどもの意見を積極的に取り入れることが重要である。こどもたちが教育の受け手として意見を表明できる機会をもつことで、学校運営に対する理解が深まり、より良い教育環境を共に創造することが期待される。

（５）教育支援センターやフリースクール等の学校以外の学びの場を選択できる体制 （※１２）

不登校はどの児童生徒にも起こり得る問題であり、学校は教育支援センター（「フレンドリー」）やフリースクールなど、学校以外の学びの場を提案することが重要である。これにより、児童生徒の学ぶ権利を保障し、育ちの場の選択肢を増やすことが期待される。学校だけでなく、社会全体の理解や支援が必要であり、教育委員会は定期的に情報発信を行うことが求められる。

① 学校外の学びの場の提案

学校は、児童生徒や保護者に対して「フレンドリー」やフリースクールなど、学校以外の学びの場の説明をすることが必要である。これにより、学校では学びにくいと感じる児童生徒に対しても学ぶ権利を保障し、教育機会を提供できる。さまざまな選択肢を提示することで、児童生徒の多様なニーズに応えることが可能となる。

② 社会との連携と理解

不登校問題は学校だけでは解決できないため、社会全体の理解と協力が重要である。人的支援や金銭的支援を得るためには、地域社会との連携も不可欠である。フリースクールなどの社会資源を活用し、協力関係を築くことで、不登校児童生徒に対する支援がより効果的に行えるようになると思う。

③ 個に合わせた学びの重要性

不登校児童生徒には、寺子屋のように個々のニーズに応じた教育が求められる。各自の個性を尊重し、孤立させずに他者とつながる環境を整えることが大切である。個別の対応を通じて、児童生徒が自分のペースで学びを進められるような体制を整える必要がある。

④ 情報発信の強化

教育委員会は、フリースクールやその他の学びの場について、定期的に情報を発信することが求められる。わかりやすく提示することで、保護者や児童生徒にとってのアクセスを向上させ、実際に活用するきっかけをつくることができる。新たな経済的支援や助成措置の検討も進め、より多様な学びの選択肢を提供することが期待される。

4-5 国への提言

(1) 専門家配置に係る国の財政支援の強化

学校の運営において、教材研究や授業準備のための時間を確保するためにも、保護者対応や児童生徒対応などについては、教職員以外の専門家の支援が必要である。特に、SCやSSWの必要性は増大しており、学校への常勤配置は不可欠である。教育委員会は、SCやSSWを国庫負担の対象となる教職員定数として算定したり、福祉的役割等を担う職員を学校へ配置したりするための財政支援を、引き続き強く国に要望していくべきである。

(2) 重大事案における専門調査員制度の創設

現在、こども家庭庁は、「いじめ調査アドバイザー制度」を設け、いじめ重大事態調査を行う自治体や学校法人などに助言を行っている。更なる対策として、児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いのある事案については、国の専門調査員が事実関係を直接調査し、事案を検証することで、再発防止策に生かされるような制度設計を、教育委員会から国に提言することが考えられる。

(3) いじめ防止対策推進法の規定の再検討

いじめ防止対策推進法（以後、推進法）制定以前の定義では、いじめ問題を見逃すケースがあったため、改正によって現行の定義となった経緯がある。

今後は、いじめの深刻度に応じて、自治体の対応方法に軽重をつけた運用を行う事案のトリアージ等、対応体制の在り方も検討すべきである。ただし、その深刻度の判定は単に客観的事実などに基づいて判断されるべきではなく、被害を受けた児童生徒自身に十分寄り添うものにすべきという意見がある。

現在、推進法では、被害者側が精神的な苦痛を感じていることがいじめ認定の要件となっているが、この定義が広すぎるために、児童生徒同士において当然想定されるトラブルに学校・教職員がむやみに介入せざるをえず、結果として、児童生徒同士の人間関係の希薄さにつながる側面があることを危惧する意見もある。

推進法では、重大事態の調査を義務付けているが、国がいじめ防止の対応策を検討する際には、調査が適切に行われているか、こどもの権利の視点から被害者と加害者の両方に適切な対応がなされているかについて検証する必要がある。

このような現状をふまえ、推進法の改正や、いじめ重大事態ガイドライン の見直しについて、国に提言することも考えられる。

(4) 不登校に関する提言【新規】（※13）

教育課程の修了や不登校に対するこだわりを緩和することは、現代の教育において重要である。特に、不登校という概念は、多様な学び方を無視しがちであり、これが児童生徒に必要なプレッシャーを与えている。不登校の児童生徒が自分のペースで学び、成長する機会を奪わないためにも、社会全体でこの固定観念を見直す必要がある。このことを国に提言することが必要である。

(5) SNSの影響とその対応についての提言【新規】（※14）

SNS上のいじめ問題に対して、学校ができることは、正しい行動を教えることや法的リスクについての意識を高めることだけである。SNS問題への対応は、教育現場における重要な課題であり、国に対して引き続き包括的な対策をするよう提言すべきである。

グループ協議で出た主な意見(まとめ)

この冊子は、7月8日に開催された第8回熊本市教育行政審議会が出た不登校対応に関して出た主な意見、8月・10月に実施したグループ協議で出た主な意見をまとめたものです。

○ 教育委員会内の相談窓口の一元化(※1)

新しい相談窓口では、相談範囲を文書やパンフレットで周知し、学校や教育委員会のどちらが対応するかのトリアージが重要。また、優先順位をつけ、高優先の相談には万全の体制で対応することを周知する必要がある。



相談内容の周知とトリアージ

相談後に相談者に寄り添い、対応内容を確認できる体制を整えることで、安心して相談できる環境が作れる。また、新しい相談窓口を設立する際には「こどもを救うために」というメッセージを前面に押し出すことが重要。



相談者への寄り添い

熊本市の不登校対策を強化するため、入学式などでこどもや保護者に支援策を周知し、「不登校対策の手引き」や「フリースクール案内」の冊子を配布する必要がある。

また、「不登校支援センター」を設置することで、児童生徒や保護者が利用しやすくなり、フリースクールなどの情報を一元的に提供できる。窓口の一本化と情報の見える化により、迅速な対応が可能となる。



不登校対策の強化と情報提供

○ 音声記録等による客観性の担保(※2)

保護者対応の際、IC レコーダーで録音する状況を考慮し、教師を守るためにカメラや録音の導入が有用かもしれない。体罰や暴言の事案が発生した際に、記録を残すことは抵抗が少なく、後の対応に役立つ。



録音機器の導入

《賛成意見》

教室にカメラを設置することで、映像を見渡せる状態をつくり、いじめに悩む子どもたちの気持ちを軽減できると考えられる。カメラの存在は抑止力になり、教室内の安全・安心を提供することができる。

教師は複雑な事案に対応する際に疲弊することが多いため、カメラが証拠を残すことで事案の複雑化を防ぎ、教師の負担を軽減できるようになると、教師も授業に集中しやすくなる。また、教室や水飲み場などの死角をなくすことも重要。これにより、全体的に教育環境が改善される。

《反対意見》

教室内にカメラを設置することには合意できないと考える。リスクが高く、管理や情報公開に関する課題が多く、誰が開示請求できるかなどの問題もある。メリットとデメリットを比較すると、設置には同意できない。

《賛否両論の意見》

カメラの設置は安全・安心を提供するが、設置場所や必要性について慎重に考える必要がある。例えば、水飲み場などの死角に設置するのが適切かもしれない。

保護者や子どもたちの意見は様々で、カメラがあることで教室に行けなくなる子どもがいる場合は、設置を検討すべきではないと考える。このことからカメラは教室以外の場所に優先的に設置するのが現実的である。



カメラの導入

子どもたちに安心安全な環境を提供するためには、カメラなどの機器よりも、教員による見回りが重要。先生だけでは 24 時間対応が難しいため、支援員の配置をするなど、他の人がカバーする必要がある。

教室の死角をなくしたうえで、教員が不在の際には、支援員などが巡回することで、子どもたちの安全を確保することが求められる。



人の目の重要性

○ 問題を起こした教職員の担任変更等の基準(※3)

担任変更の基準を明確にすることは重要であるが、具体的な数値や指標を示すのは難しいと考える。指針を定めることで、現場の判断がしやすくなる。特に、懲戒処分が必要な場合は担任を交代し、それ以外の事例では、経過観察期間を設けて改善を図ることが求められる。

また、保護者の処罰感情に対する対応も明確にする必要がある。担任変更の基準を示すことで、多くの保護者が安心できると考えられるが、一律の判断は難しいため、柔軟な対応が必要。



担任変更の指針づくり

担任を外さないといけない状況の場合は、即対応が求められるが、そうでない場合は明確なプロセスを学校と家庭に伝えることが重要。指針を設けることで、保護者に安心感を与えることができる。例えば、わいせつ事案が即認定された場合は担任を外し、調査中の場合には特定の手順を経て判断することを示す必要がある。

担任変更の基準や指針を明文化することで、事実確認が不要なケースは迅速に対処し、それ以外のケースでは調査が必要であることを明示できる。また、こどもが学校に来られなくなる前に、リスクアセスメントのルールを設けることも重要。



担任変更等に向けたプロセスの明文化

体罰などの不適切な行為の調査期間中に、児童生徒がどのように学ぶかの調整が重要。調査の結果、担任変更に至るまでの間に、一時的に担任を変えることや、こどもの希望に基づいた別クラスや別室での学びを選択肢として示すことが必要。義務教育である以上、学びを保障する考え方が不可欠である。

また、学校に来られないからといってすぐに担任を変えるのではなく、その間も学ぶ機会を保護者に周知することが大切。訴えがあった時点でこどもの教育を的確にアセスメントすることが求められる。



学習環境の確保

○ 個別最適な学びの実現【新規】(※4)

不登校の児童生徒の状況にあった学びの場や学びの手段、形態を行政が提供していく必要がある。



学びの場と手段の多様化

学びの多様化を進める中で、学校やさまざまな学びの形態を選択肢として増やしつつ、個別に最適化された学びを提供することが重要。各児童生徒のニーズに応じた対応が求められる。



学びの多様化学校の導入

横並びで同じ指導をするのではなく、「学びの多様化学校」のように個人にあった指導ができるようにすることが重要。



高校入試の改革

○ スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)

の配置増・処遇改善と支援体制の充実(※5)

不登校問題の認定は学校・家庭・個人の三要素で把握するのではなく、第三者(SCやSSW)を経由して把握の方がよい。



支援体制の整備と外部性の保持

○ 不登校対策サポーターの配置・充実【新規】(※6)

不登校対策サポーターなど、こどもたちにとって自分たちに対応してくれる安定した環境を提供していくことが重要。



安定した環境の提供

不登校サポーターについて小学校への配置の充実が必要である。



小学校への不登校対策サポーターの配置

○ 教職員が自らの問題行動に向き合える研修(※7)

問題行動を起こした教職員が問題行動に向き合い、検証した後、職場復帰、教育活動復帰でどのように生かしていくか、ケアしていくことも必要。



問題行動の自己分析

教職員は時代に合わせて成長する必要がある、外部の専門家等からの話を聞く研修が重要。特に、被害にあった当事者の意見を取り入れることで、問題行動の未然防止に役立つ研修内容を検討すべき。



外部専門組織との連携による研修の充実

体罰や暴言などの問題行動を起こした年代を教職員に知らせることで、彼らが行動に注意を払うよう促すことが重要である。

また、未然防止の観点からロールプレイを取り入れることも必要。問題行動の事例から学ぶことは大切であり、報道だけでなく、事例の背景を学校現場に還元し、教職員間で共有することで、問題行動の防止につなげるべき。



ロールプレイや事例共有による学び

感情や怒りをコントロールできるように、アンガーマネジメント研修が必要。問題行動を起こした教職員には、定期的に専門家を招いて感情コントロールの指導を行うべき。



定期的な感情コントロールの指導

○ 複数教職員による指導・支援体制及び児童生徒が相談しやすい 校内相談チーム(※8)

校内にフリースクールを設置し、情報を連携して共有することが重要。首都圏では看護師を非常勤で雇い、細かい相談ができる体制が整っており、こうした仕組みがあれば相談しやすくなる。普段、先生に相談する際、「知られてしまう」という不安があるため、養護教諭やスクールカウンセラー(SC)に相談できる体制を整えることが大切。

チーム担任制は、児童生徒を多角的に支援できる点で意義があり、特に大きないじめ事案の際に、一人の担任が抱え込むリスクを軽減するためにも導入が望まれる。

また、教師同士が負担を共有できる環境が整うことで、児童生徒も安心感を得られ、チーム担任制を試みる価値がある。

負担が大きいことが課題であると考えるので、よりよい方法を検討する必要がある。



複数教職員と触れ合う機会の確保

養護教諭への相談がしやすくなるよう、保健室の構造を相談スペースと過ごすスペースを一体化する工夫が必要。重要なのは、個々の教職員が日常的に子どもたちとコミュニケーションをとる必要がある。

子どもが自分の意見を発表できるようにするだけでなく、言いかけている言葉を遮らない配慮や、話したそうなこどもの話を引き出す努力も求められる。



相談しやすい環境の整備

○ 迅速な初期対応体制(※9)

「学校に行ける」ということを学力に関係なく認めることは、児童生徒にとって大きな効果がある。約80%の児童生徒がこれにより登校できると言われている。

また、不登校の保護者には「フレンドリー」や「フレンドリーオンライン」の活用を提案することが重要。不登校は、「どこでも起こりうる」問題であり、教職員も自分事として考える姿勢が求められる。

就学時健康診断等の機会に、不登校についての説明を行うことも大切。



不登校児童生徒への支援

○ 効果的な人権教育研修の実施(※10)

学校マネジメントに人権教育を組み込むことで、いじめ予防や人権教育に関する研修が体系化されと考える。結論が出ないテーマに取り組む研修を通じて、教員は次の場面での判断材料や行動理由を得ることができる。



人権教育研修の必要性

教職員間で互いの尊重が不足しているとの声が多いため、相互に人権を尊重することが求められる。教職員同士の対話を通じて、お互いの思いを聞き合うことが相互理解を深める鍵である。

管理職には、人にはさまざまなタイプがあることを理解してもらいたい。人の気持ちを想像することや、自分が他者からどう見えるかを理解するメタ認知には個人差が大きい。リーダーがその点を認識することが大切。また、対話が安心して行える環境を整えることも重要である。



教職員の内省と相互尊重

こどもの権利を守る視点から、教職員も学ぶ必要があるが、こどもたちも系統的に学べるカリキュラムの構築が重要。命の安全教育では、性暴力に特化し、こどもが被害者や加害者にならないよう配慮すべき。中学生から高校生、社会人向けのカリキュラムや簡便な教材も文科省から提供されている。



人権教育カリキュラムの整備

○ 外部から助言と評価を得られる学校の体制整備(※11)

「閉じた学校」の問題を明確にすることで、コミュニティ・スクール(CS)の議論が進む可能性がある。学校内部だけでは専門性や閉鎖性が問題となり、次のステップへ進みにくいため、緊急性が低い案件はCSへつなげる方法が考えられる。

政令市では学校への権限移譲が求められ、受け皿となる学校は自立が必要。そこで、CSの支援が重要。学校は外部からの助言や支援を求めることが大切であり、熊本市版のCSを打ち出すことで、地域とコミュニケーションを取りながら教育の論理だけでなく、日常運営も考慮する必要がある。

教育委員会は、学校が頑張るための仕組みとしてCSを構築する役割が求められる。



コミュニティ・スクール(CS)の役割

地域がいじめや福祉の課題を事前に発見し、問題が深刻化する前に対処することで、学校の負担が軽減される可能性がある。学校での困りごとを地域に理解してもらい、支援を受ける体制を整えることが重要。

このために、「地域学校協働活動推進員」を活用し、地域と学校の連携を強化することが必要。学校での問題発生時に地域にどのような役割を期待するかを明確にし、協力体制を築くことが求められる。



地域の支援体制

こどもたちの意見を学校運営に反映させることが重要。学校運営協議会では、守秘義務がある中でもこどもの意見を聞く機会を設け、こどもが自らの声を他のこどもたちに伝える場をつくるべきである。

また、学校運営協議会にこどもが構成メンバーとして参加できる体制を整えることで、問題発生時にこどもが果たすべき役割を明確にすることが求められている。



こどもの参画

○ 教育支援センターやフリースクール等の学校以外の学びの場を選択できる体制(※12)

不登校対応は学校だけでなく、社会全体の理解と支援が不可欠。人的支援や金銭的支援を含む体制を整え、フリースクールなどの社会資源を有効に活用することが重要。



社会との連携と理解

「寺子屋」のように個々に合わせた学びの進め方が重要。不登校児童生徒に対しては、孤立させず、つながりをもたせることが大切。学びを多様化し、こどもそれぞれの個性を輝かせる視点が求められる。



個に合わせた学びの重要性

フリースクールの情報をわかりやすく提供し、助成措置や新たな経済的支援を検討することが重要。教育委員会は、積極的にフリースクールの情報発信をしていくことが必要。



情報発信の強化

○ 不登校に関しての提言【新規】(※13)

教育課程を修了していないことへのこだわりを緩め、不登校に対する否定的な概念を見直す必要がある。

○ SNSの影響とその対応についての提言【新規】(※14)

防犯カメラは抑止力があるが、SNS によるいじめの問題には効果がない。SNS は人を傷つけるため、カメラだけでなく SNS 問題への対応も重要である。学校の責任が問われる中、学校ができることは、不適切な書き込みが法的なリスクを伴うことを教えることくらいである。